動物実験等に関する情報公開

令和６年４月１日

１．実験動物の飼養保管状況

令和３年度

動物種	実験に使用した数	飼養中の数（３月末現在）
ラット	37 匹	0 匹

令和４年度

動物種	実験に使用した数	飼養中の数（３月末現在）
マウス	30 匹	0 匹
ラット	31 匹	0 匹
（参考）カワヨシノボリ※	25 匹	17 匹

※魚類のため規定における実験動物には該当しない

令和５年度

動物種	実験に使用した数	飼養中の数（３月末現在）
マウス	46 匹	0 匹
ラット	25 匹	0 匹
（参考）カワヨシノボリ※	44 匹	21 匹

※魚類のため規定における実験動物には該当しない

２．動物実験委員会審査状況

令和４年３月審査分

申請課題名	審査結果
R4-A1　ハゼ目小型魚類ヨシノボリ属を用いた神経科学・行動生態学的解析	承認
R4-A2　悪液質モデルマウスに対するエゴマ葉およびその成分の効果の検証（継続）	承認
R4-A3　サルコペニアモデルマウスに対するエゴマ油の効果の検証（継続）	承認
R4-A4　微小プラスチックの蓄積および安全性に関する研究（継続・追加）	承認

令和５年３月審査分

申請課題名	審査結果
R5-A1　微小プラスチックの蓄積および安全性に関する研究（継続）	承認
R5-A2　ペルオキシームβ酸化を利用したトランス脂肪酸の生体内分解促進	承認
R5-A3　サルコペニアモデルマウスに対するエゴマ油の効果の検証（継続・追加）	承認
R5-A4　環境温度が嗜好性に与える影響	承認
R5-A5　ハゼ目小型魚類ヨシノボリ属を用いた神経科学･行動生態学的解析（継続）	承認

令和６年３月審査分

申請課題名	審査結果
R6-A1　ハゼ目小型魚類ヨシノボリ属を用いた神経科学･行動生態学的解析（継続）	承認
R6-A2　微小プラスチックの蓄積および安全性に関する研究（継続）	承認
R6-A3　エゴマ油による生体内トランス脂肪酸の分解促進	承認
R6-A4　サルコペニアモデルマウスに対するエゴマ油の効果の検証（継続）	承認
R6-A5　環境温度が嗜好性に与える影響（継続）	承認

３．動物実験結果報告

申請課題名	動物種	数
R3-A1　富山県の特産食材の脂質低下作用などの機能性に関する研究	ラット	22 匹
R3-A2　腸管のバリア機能を評価するモデルの確立（継続）	実績なし	0 匹
R3-A3　微小プラスチックの蓄積および安全性に関する研究（継続）	ラット	15 匹
R3-A4　悪液質モデルマウスに対するエゴマ葉およびその成分の効果の検証（継続）	実績なし	0 匹
R3-A5　サルコペニアモデルマウスに対するエゴマ油の効果の検証（継続）	実績なし	0 匹
R4-A1　ハゼ目小型魚類ヨシノボリ属を用いた神経科学・行動生態学的解析	カワヨシノボリ	25 匹
R4-A2　悪液質モデルマウスに対するエゴマ葉およびその成分の効果の検証	実績なし	0 匹
R4-A3　サルコペニアモデルマウスに対するエゴマ油の効果の検証	マウス	30 匹
R4-A4　微小プラスチックの蓄積および安全性に関する研究	ラット	31 匹
R5-A1　微小プラスチックの蓄積および安全性に関する研	ラット	10 匹
R5-A2　ペルオキシーム β 酸化を利用したトランス脂肪酸の生体内分解促進	ラット	15 匹
R5-A3　サルコペニアモデルマウスに対するエゴマ油の効果の検証	マウス	32 匹
R5-A4　環境温度が嗜好性に与える影響	マウス	14 匹
R5-A5　ハゼ目小型魚類ヨシノボリ属を用いた神経科学・行動生態学的解析（継続）	カワヨシノボリ	44 匹

４．動物飼育に関する教育訓練・研修等

令和３年度

日時・場所	内容	人数
4 月 20 日・学内	動物実験実施者に対する教育訓練 （関連法令、指針、本学規程 動物実験の方法に関する基本事項 飼養保管に関する基本事項 安全確保および完全管理に関する事項 他）	３名
1 月 28 日・オンライン	動物実験の外部検証等 適正な動物実験の実施に関する説明会	２名

令和４年度

日時・場所	内容	人数
4 月 20 日・学内	動物実験実施者に対する教育訓練 （関連法令、指針、本学規程 動物実験の方法に関する基本事項 飼養保管に関する基本事項 安全確保および完全管理に関する事項 他）	６名

令和５年度

日時・場所	内容	人数
4 月 19 日、24 日・学内	動物実験実施者に対する教育訓練 （関連法令、指針、本学規程 動物実験の方法に関する基本事項 飼養保管に関する基本事項 安全確保および完全管理に関する事項 他）	５名
1 月 26 日・オンライン	動物実験の外部検証等 適正な動物実験の実施に関する説明会	１名

５．動物実験に関する点検・評価

	結果
①「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示 71 号）（以下、基本指針と略）に基づき、機関内規程が定められている。	○[1]
②基本指針に基づき、動物実験委員会を設置している	○[1]
③基本指針に基づき、動物実験責任者に計画を申請させ、その計画について動物実験委員会の審査を経てその申請を承認し、または却下している。	○[1]
④基本指針に基づき、動物実験計画の実施の結果について報告を受け、必要に応じて改善措置を講じている。	○[2]
⑤基本指針に基づき、必要に応じて教育訓練などを行っている。	○[2]
⑥基本指針に基づき、自ら点検評価を実施している。	○[2]
⑦基本指針に基づき、３Ｒを踏まえて適正な動物実験等の方法を選択して実施している。	○[1]
⑧基本指針に基づき、緊急時に対応するための計画を作成している。	○[3]
⑨第三者による評価を受けている。	○[4]

○：適，×：改善すべき点あり

[1]富山短期大学動物実験取扱規程、[2]動物実験委員会記録、[3]緊急時対応マニュアル、

[4]令和 3 年度第三者評価（短期大学基準協会）